

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立一関第一高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年11月17日

イ 本監査実施日 平成23年1月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、807,010円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	履行確認後相当期間経過してから支出していた委託料は、平成22年4月14日に支出済みである。 契約の相手方から請求書の徴収を失念していたものであり、正副担当間において随時確認を徹底することとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立一関第二高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年11月17日

イ 本監査実施日 平成23年1月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の徴収に当たり、売払い後相当期間経過してから調定しているものが2件、352,870円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	生産物売払収入の調定遅延については、販売を担当する職員への確認が不十分であったものであり、以後は連携を密にして販売後迅速に報告させるようにした。
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、66,259円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成22年12月15日に追給した。 再発防止を図るため、担当者が算定したものを副担当及び担当外の職員による複数確認を行うこととし、相互チェック体制を整えた。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立高田高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年11月9日

イ 本監査実施日 平成23年1月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、66,625円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた扶養手当及び期末手当については、平成22年11月24日に返納させた。 一斉確認時の別居の扶養親族への送金確認方法が不十分であったことから、以後所管課の指導に基づき適正な処理をすることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡東高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年10月27日

イ 本監査実施日 平成23年1月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の収入に当たり、減免決定したにもかかわらず収納しているものが5件、49,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	誤って収納していた授業料については、平成22年5月28日に還付済みである。 減免決定後、財務会計システムへの入力を失念したものであり、複数確認を十分に行うことにより同様事案を防ぐよう努めることとした。
住居手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、46,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた住居手当については、平成22年11月15日に追給した。 異動職員については着任してから7日以内に支給要件を具備した場合には支給対象とすべきところ、契約期間の始期が4月3日であることから誤って4月分を支給しなかったものであり、手当認定に当たっては条例、規則等を再確認し、適切に行うよう十分に注意することとする。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年11月11日

イ 本監査実施日 平成23年1月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の還付に当たり、減免決定後相当期間経過してから還付しているものが8件、94,950円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	減免決定後相当期間経過してから還付していた授業料については、事務室全体で相互チェックを図り、適切な執行に努めることとした。

6(1) 監査対象機関名 岩手県立遠野緑峰高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年10月28日

イ 本監査実施日 平成23年1月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>全日制高等学校入学選考料の収納に当たり、納付書にはり付けられた収入証紙に消印がないものが81件、178,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>全日制高等学校入学選考料に係る収入証紙の消印については、平成22年10月28日に処理済みである。</p> <p>担当職員以外の職員による確認を行わなかったことが原因であり、今後は複数の職員による審査確認を行うものである。</p>